

7 人権教育の指導方法

1 人権教育における指導方法の基本原則

指導等の在り方編27～29ページ

人権に関する知的理解を深めるための指導を行う際には、人権についての知識を単に一方的に教え込んだり、個々に学習させたりするだけでは十分でなく、子どもができるだけ主体的に、他の子どもとも協力し合うような方法で学習に取り組めるよう工夫することが求められます。

人権感覚についても、言葉で説明して教えるというような指導方法で育成することは到底できるものではありません。自分の人権も他の人の人権も同じように大切にすると、人権を擁護したり、自分と違う考えや行動様式に対しても寛容であったり、それを尊重するといった価値・態度や、コミュニケーション技能、批判的な思考技能などの技能は、子どもが自らの経験を通してはじめて学習できるものです。子どもが自分で「感じ、考え、行動する」こと、つまり、自分自身の心と頭脳と体を使って、主体的、実践的に学習に取り組むことが不可欠なのです。

このように見たとき、人権教育の指導方法の基本原則として、子どもの「協力」、「参加」、「体験」を中核に置くことが重要であることがわかります。

○「協力的な学習」、「参加的な学習」、「体験的な学習」の学習形態の特徴

協力的な学習

子どもが自分自身と学級集団の全員にとって有益となるような結果を求めて、協力しつつ共同で進める学習です。

参加的な学習

学習の課題の発見や学習の内容の選択等も含む領域に、子どもが主体的に参加することを基本的要素とする学習です。

体験的な学習

具体的な活動や体験を通して、問題を発見したり、その解決法を探究したりするなど、生活上必要な習慣や技能を身に付ける学習です。

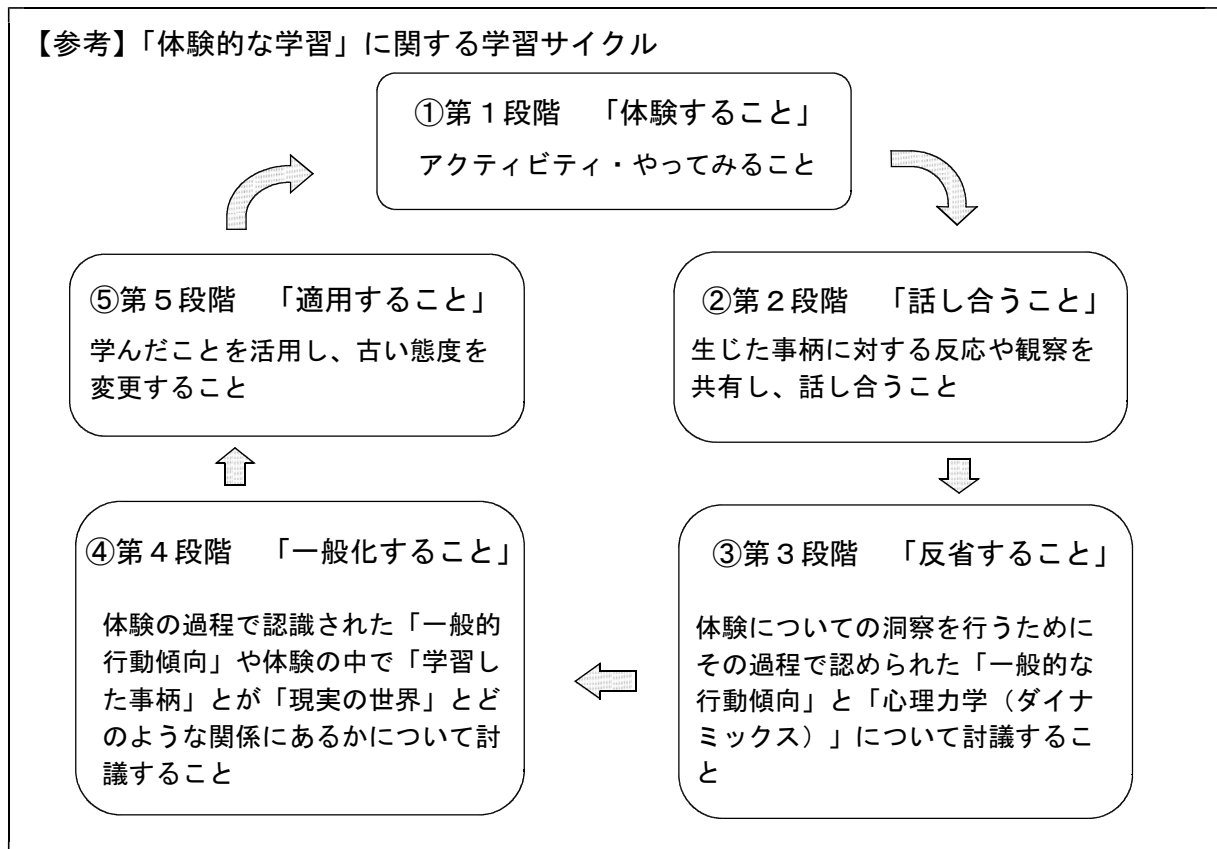
(学習活動の例)

- グループ学習
- 車いす体験
- 保育所・幼稚園訪問
- 身近な大人へのインタビュー
- 職場訪問
- 地域の高齢者や障害のある人との交流

2 「体験的な学習」に関する学習サイクル

「体験的な学習」に関しては、我が国の人権教育や人権啓発においても、「参加体験型学習」の名で、従来より普及してきたところですが、特に人権感覚の育成の観点からも、体験的学習の本質に関する理解の深化が求められているといえます。つまり、「体験すること」はそれ自体が目的なのではなく、いくつかの段階からなる学習サイクルの中に位置付くものです。

個々の学習者における自己体験等から、他の学習者との協同作業としての「話し合い」、「反省」、「現実生活と関連させた思考」の段階を経て、それぞれの「自己の行動や態度への適用」へと進んでいくものという視点を踏まえた活用が必要です。



第1段階の「体験すること」は、必ずしも現実的な体験だけを意味するわけではなく、明確な目的意識の下に考案された学習活動（アクティビティ）に取り組むことによる擬似体験や間接体験をすることも含まれます。そこでは、ロールプレイング、シミュレーション、ドラマなど、多種多様な手法が用いられます。

「体験的な学習」のねらいは、「体験」を単なる「体験」に終わらせるのではなく、「話し合い」、「反省」、「一般化」、「適用」という具体的、実践的な段階を踏むことによって、体験した事柄を内面化し、自己変容へと結び付けさせることにあります。